

新型コロナウイルス感染下における明治国際医療大学の活動制限指針(令和3年4月 改定版)

レベル	制限	教育・研究活動						判断基準	
		入校		教育・研究活動			研究活動		学生の学内課外活動
		学生	教員	講義	演習	実技・実習			
4	活動停止	登校停止	在宅にての遠隔授業と在宅業務のみとする。	実施可能な遠隔授業のみ	実施可能な遠隔授業のみ	実施可能な遠隔授業のみ	全面禁止。(但し、在宅でのデータ解析等は可能。) 実験動物の維持・管理のみ可能。	全面禁止	京都府に緊急事態宣言が発令あるいはまん延防止等重点措置が適応され、大学施設の利用自粛や、休止要請があった場合に総合的に判断する。 ※まん延防止等重点措置においては対象地域を考慮して判断する。
3	制限(大)	登校停止	原則在宅での遠隔授業と在宅業務とする。	遠隔授業のみ	遠隔授業のみ	遠隔授業のみ	ヒトを対象とした研究については禁止。ただしデータ解析、対面で行わないアンケート調査は実施可能。継続中の動物実験はレベル1の条件にて実施可能。可能な範囲で中断・終了する。新規の動物実験は原則禁止。但し、学内で行う大学院生の研究は全面禁止。	全面禁止 学内の寮生については感染拡大防止に最大限配慮して、自主的活動は可能。	
2	制限(中) (10%未満登校)	許可された学内LAN利用者と少人数のゼミ生のみ登校可	感染拡大防止に最大限配慮して少人数での対面授業を行うが、それ以外は原則在宅での遠隔授業と在宅業務とする。	遠隔授業のみ	原則遠隔授業 ゼミなど少人数での実施は事前申請で可能。	遠隔授業のみ 学外臨床実習は受け入れ先の対応に従う。	ヒトを対象とした研究については禁止。ただしデータ解析、対面で行わないアンケート調査は実施可能。継続中の動物実験はレベル1の条件にて実施可能。新規の動物実験は原則禁止。	全面禁止 学内の寮生については感染拡大防止に最大限配慮して、自主的活動は可能。	
1	制限(小)	授業の受講生および学内無線LAN利用者(事前申請により許可)。なお、授業の受講生は1-①、1-②、1-③の3段階で登校制限を行う。	1-③ 登校人数は在校生の30%未満、授業開始は2限目から。 1-② 登校人数は在校生の60%未満、授業開始は1or2限目から。 1-① 登校人数は在校生の60%以上、授業開始は1限目から。	感染拡大防止に最大限配慮して対面授業や必要な学内での業務を行う。	原則は遠隔授業とし、感染拡大防止に最大限配慮して定められた登校人数以内で実施可能。遠隔授業で代替可能な場合は遠隔授業を行う。	感染拡大防止に最大限配慮して定められた登校人数以内で実施可能。遠隔授業で代替可能な場合は遠隔授業で行う。学外臨床実習は受け入れ先の対応に従う。	ヒトを対象とした研究については、「ヒトを対象とした研究の実施に対するガイドライン」に基づきチェックシートを作成することにより実施可能。動物実験については、動物実験施設への立ち入りを最小限にした上で、感染拡大防止に最大限に配慮して実施可能。	感染拡大防止に最大限配慮して、原則登校日にあたる学生のみ実施可能。ただし、強化指定クラブにおいては、スポーツ振興部において活動制限を設けて実施する。	レベル1における制限の変更はレベル1の各段階において2週間程度の観察期間をもって、感染状況(南丹保健所管内)の推移と京都府の基準(注意喚起基準・警戒基準・特別警戒基準)を参考にした上で総合的に判断する。 なお、レベル2以上の段階からレベル1に制限解除する場合は原則1-③とする。
0	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	京都府下でコロナウイルス感染症が収束している状況(自治体による判断)。あるいは政府等により感染症の終息宣言が出されている状況。

※レベル1～2の状態にある時に学内でコロナウイルス感染症が発生した場合は、速やかにレベル3へ移行する。ただし、コロナウイルス感染症の発生状況(行動履歴、濃厚接触者の多寡など)を確認の上、当該学科あるいは学年のみを対象として限定的に活動制限を行う場合がある。それ以降の対応は、保健所とも相談した上で総合的に判断する。
※この指針は、今後の状況に応じて随時見直しを行うことがある。
※授業に実施にあたっては原則、1. 実技・実習、2. 演習、3. 講義の順で優先的に対面授業を行うものとする。